

社会福祉法人等への個人寄附に係る税額控除制度の拡充について

趣旨

- 少子化の進展に伴い、園児等の数が減少していく中で、幼稚園・保育所等の教育・子育ての環境の充実を図る観点から、社会福祉法人等への個人寄附に係る税額控除の要件を緩和することが、平成27年度税制改正大綱(平成26年12月30日自由民主党・公明党)に盛り込まれた。

【平成27年度税制改正大綱 P26、27】

(2)学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人(以下「学校法人等」という。)に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件(いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件)について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件(現行要件)を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

(注1)上記の「学校等」とは、学校、認定こども園、専修学校、各種学校、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。)の事業を行う施設をいう。

(注2)上記の「定員」とは、収容定員、利用定員、入所定員、入居定員及び委託児童の定員をいう。

(注3)上記の改正は、平成27年分以後の所得税について適用する。

改正概要

- 税額控除対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があり、(1)②の要件が緩和される。

【現行の要件】

(1)「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 寄附金が収入の5分の1以上であること

② 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

(2)「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】 (1)①及び(2)の要件は現行と同じ。

- ・社会福祉法人の学校等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上(※)
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※)例えば、A保育所(200人)、B保育所(200人)、児童養護施設(100人)を運営している法人は、10人($\frac{500}{5000} \times 100$)以上の寄附が必要。